

第10号議案

春日市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

開発行為により市に帰属した施設を緑地として適正な管理を図るとともに、春日西多目的広場公園多目的広場の使用料の額を改定すること等に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市都市公園条例の一部を改正する条例

春日市都市公園条例(昭和57年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条中「おいては、」の次に「公園の管理、利用者の安全又は周辺の生活環境に支障を及ぼすおそれのあるものとして」を、「行為」の次に「(規則で定める軽易な行為であつて公園の管理上支障がないものを除く。)」を加える。

別表第1中

「				
大町緑地	春日市上白水1丁目1007番地2			
				」

を

「				
大町緑地	春日市上白水1丁目1007番地2			
中白水緑地	春日市上白水6丁目47番地2			
				」

に、

「				
地蔵子緑地	春日市若葉台西2丁目113番地			
				」

を

「				
地蔵子第1緑地	春日市若葉台西2丁目113番地			
地蔵子第2緑地	春日市若葉台西4丁目90番地6			

」

に改める。

別表第4春日西多目的広場公園多目的広場の項中「1,100円」を「1,650円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 別表第4の改正規定及び次項の規定 規則で定める日  
(経過措置)
- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の春日市都市公園条例(以下「改正後の条例」という。)別表第4の規定は、同号に定める日以後の有料公園施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の有料公園施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。  
(準備行為)
- 3 附則第1項第2号に定める日以後の有料公園施設の使用に係る使用料については、同日前においても、改正後の条例の規定の例により徴収することができる。